

(別紙)

## 入札等の契約関係の手続

平成30年3月

★印は、国からの課長連名通知（平成13年7月23日付け雇児発第488号など。以下「通知」という。）で、補助の交付を受けた事業の場合に、市の所管課への届出や報告等として規定されているものです。

項目	法人（事務局） 留意事項	理事会（評議員会） 留意事項	市（補助金所管課） への届出・報告等
予算の有無	当該予算の確認。予算がない又は不足の場合は補正予算の編成	左記の場合、理事会で予算の決議。評議員会でも予算を審議する定款の場合は、評議員会も開催	
実施設計金額	実施設計金額の確認と予定価格の推計		
入札日・入札方法・業者数・指名や要件付の場合の業者の格付（随意契約、見積徴取の場合も含む。）	①左記の項目について、事務局としての原案を策定 ②理事長が専決できる範囲であれば、理事長の専決でも可	①理事長が専決できる範囲を超える場合は、理事会で決議 ②入札に参加できる業者の要件や指名業者については、審議の上、理事長への一任可（議事録記載）	★入札参加業者の市所管課への届出 （市は、届出のあった業者に工事実績等に不適切な点があれば法人に助言します。） 【通知の5（2）イ】 *入札参加（指名）業者数については、所管課にお尋ねください。
	【注意】 基本的には、「施設整備」は理事長が専決できる「日常の業務」とは認め難いものですが、専決する場合には、法人で定款施行細則等、他の規程で規定し、対外的にも説明がつくことが必要です。【定款例の備考⑤（注）】		

入札の公告又は入札の指名通知	理事会の決議（理事長の専決範囲内であれば専決）後、入札の公告又は指名通知発送		
予定価格の設定（予定価格調書）	設計業者からの情報収集と類似施設の動向の調査	①理事会で決定してもよいが、理事長等への一任可（議事録記載） ②予定価格調書は金庫等に保管	
競業・利益相反	当該入札で競業・利益相反に該当する理事の有無の確認		
入札への立会い	監事や複数の理事及び評議員の立会い(特殊の関係のある者を除く。)		★左記に加えて、市所管課職員の立会い 【通知の5（2）ウ】
入札後			★入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額の届出） 【通知の5（2）ウ】 ★法人においても入札結果を一般の閲覧に供すること。 【通知の5（2）ウ】

<p>契約の締結・契約書の作成</p>	<p>一括下請は、法人単独事業でも基本的に禁止</p>		<p>★契約内容の報告（不正な点がないか所管課で確認） 【通知の5（2）イ】 ★一括下請の有無（一括下請の禁止） 【通知の5（2）イ】</p>
<p>一部の下請</p>			<p>★工事の一部を下請業者が行う場合は、その業者名その他必要な事項を法人が確認すること。 【通知の5（2）エ】</p>
<p>建設工事中間検査及び工事完了時点</p>			<p>★工事監理者及び請負業者立会いのもと、（可能な限り）市の公共事業担当部局と連携し、現地調査をする。 【通知の5（2）エ】</p>
<p>その他</p>			<p>★事業の変更等もありうるので、必要に応じて市に届出のこと。 【通知の5（2）カ】</p>

**【注 意】**

- 1 理事会で決議しないで、理事長や契約担当者に一任できる事項もありますが、基本的には重大な契約については理事会で決議するものです。【平成29年3月29日付け雇児総発0319第1号厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長等連名通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」1(8)】
- 2 建設業者からのリベートは絶対に避けなければなりません。【通知の5(2)イ】
- 3 契約を締結した業者から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて、禁止されています。【通知の5(2)ア、イ】